**平成３０年（フ）第１０９号**
盛岡市津志田27地割43番地17
債務者　畑山紗野歌
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第１１１号**
盛岡市岩脇町16番46号　七木田方
債務者　菅野　一美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第２１号**
山形県酒田市下安町17番地の１　ライフコート205号
債務者　遠田　芳弘
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成３０年（フ）第１０１号**
群馬県高崎市鼻高町47番地５　市住Ｇ棟503号
債務者　今井　　孝
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成３０年（フ）第４２号**
千葉県旭市鎌数9315番地10　旭コーポ101号
債務者　加瀬のり子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成３０年（フ）第２２２号**
大阪府柏原市大字青谷621番地の１　谷口ハイツ
債務者　小山　幸雄
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第２７１号**
大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目783番地の３、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番11号
債務者　矢田　洋二
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３３４号**
大阪府富田林市西板持町８丁目４番９号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目２番４号
債務者　光永設計事務所こと　光永　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３３５号**
大阪府富田林市西板持町８丁目４番９号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目２番４号
債務者　光永　美江
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３４３号**
堺市南区原山台１丁７番９―207号
債務者　佐古　精久
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３７３号**
大阪府富田林市高辺台３丁目４番64―502号
債務者　山畑　綾香（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３７６号**
堺市中区福田532番地18
債務者　後藤小百合（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３８３号**
堺市西区鳳中町８丁274番地３
債務者　西本　雄耶
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３８４号**
堺市東区高松191番地
債務者　森　　重嘉
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第４１０号**
堺市南区槇塚台２丁40番２―402号
債務者　澤田由紀子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第４３１号**
大阪府富田林市高辺台３丁目４番53―405号
債務者　中山　静子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第４４２号**
堺市堺区向陵中町４丁３番３号　寺山文化住宅16号
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係